

東京23区に在住
または通勤者が対象

ミルクとワインと
クリーンエネルギーのまち

葛巻町 移住支援金

単身 移住で



60万円

世帯 移住で



100万円

子ども 一人につき



100万円
を加算

①移住元要件

東京23区に在住、または東京圏(※条件不利地域を除く)に在住して東京23区に通勤し、その期間が、直近1年以上かつ過去10年のうち通算5年以上。

②移住後要件

次のいずれかに該当。※住民票の異動を伴う移住に限ります

01 県内企業への就職

- ・岩手県移住支援金対象法人の対象求人就業する
- ・内閣府のマッチング事業を利用して専門人材として就業する



02 テレワーカー

移住前の業務を引き続き岩手でテレワークで行う

03 起業する

起業支援金の交付決定を受けて起業する



04 関係人口

葛巻町が定める要件に該当する



▼令和7年度中に移住した方

転入後1年以内は申請可能です。
お問い合わせください。

▼本支援金の支給対象に該当しない県外在住の方

県外の在住期間が5年以上で、かつ40歳未満の方は「葛巻町
いわて若者U・Iターン支援金」支給対象となる場合があります
(新卒者は5年未満でも支援制度あり)。要件を確認ください。

【お問合せ
・申請先】

葛巻町いらっしやい葛巻推進課
移住定住担当
〒028-5495
岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1

☎ 0195-65-8983

制度の詳細については
こちらの葛巻町ホームページから



要件に該当するか、まずはセルフチェック！

\check!\



移住前の
状況

- ①東京23区内に在住 又は
②東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県を除く）
に在住し、東京23区内に通勤



移住前の
10年間

- ①②の期間が、移住する直前の
10年間のうち通算5年以上



移住前の
直近1年間

- ①②の期間が、移住する直前に
連続して1年以上

東京23区内の大学等へ通学し、
東京23区内の企業等に
就職した方は、通学期間も
対象期間として加算可能です。



3つすべてを☑した場合

移住前^前の要件を満たしています。

移住後の要件も満たすと支給対象となる可能性があります。



住民票が異動する直前に東京圏に
在住していることが要件であるため
最初に住民票の異動を伴い転入した
県内市町村だけが対象となります。



\さらにcheck!\

18歳未満の子どもがいる世帯は子育て加算の対象となります。

18歳未満の子ども
1人につき

+100万円

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。

よくあるご質問 Q&A



Q1 申請のタイミングを教えてください

A 移住（転入）後1年以内に、葛巻町いらしやい葛巻推進課 移住定住担当へ申請してください。

Q2 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください

- A ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること
②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと
③テレワークにより勤務し（原則として恒常的に通勤しない）かつ週20時間以上テレワークを実施すること等が要件です。

Q3 支給対象となる「関係人口」の要件を教えてください

A 葛巻町や地域の人々との関わりを有する方（関係人口）のうち、葛巻町が定める要件に該当する方が対象となります。要件については、ホームページ（表面二次元コード）を確認してください。

Q4 「葛巻町いわて若者U・Iターン支援金」と重複受給はできますか？

A できません。

以下に該当する場合、支給された額の全額または半額を返還しなければなりません

全額返還：①虚偽の申請等をした場合

②移住支援金の申請日から3年未満に葛巻町から転出した場合

③移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

④起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

半額返還：移住支援金の申請日から3年以上5年以内に葛巻町から転出した場合

